見附市告示第１４０号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等と認めた次の建築物について、当該特定空家等の所有者または管理者（以下「所有者等」という。）に対し、法第22条第３項の規定に基づき、次のとおり措置をとることを命じたので、同条第13項の規定により、次のとおり公示する。

令和８年１１月２４日

見附市長　　稲　田　　亮

１　対象となる特定空家等

⑴　所在地　　見附市本町２丁目４番４号

⑵　用　途　　専用住宅

⑶　構　造　　木造２階建

２　措置の内容

特定空家等の倒壊のおそれがある部分を除却し、又は補修すること。なお、これに代えて、特定空家等の全部を除却することも可とする。また、先述の措置に併せて、建物内に残置されている動産を搬出し、適正に処分すること。

３　命ずるに至った事由

当該空家等は、屋根、外壁等の腐朽及び破損が進行し、建築物の一部が崩落するなど、倒壊等のおそれがある状態にあり、屋根や外壁等の損傷に伴う部材の落下・飛散等により、周辺の道路を利用する通行者等の安全を損なうおそれがあるため。

４　措置の期限　　令和８年１２月３１日